

配偶者の給与所得の合算方法について

別紙1

配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。
なお、定職収入が給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した額となります。

例) 給与所得者(源泉徴収票の場合)

平成23年分 給与所得の源泉徴収票									
支払 を受ける 者	住所 又は 居所	東京都港区新橋〇-××-△		氏名 (フリガナ)	ニホンガミ イチロウ				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給料・賞与	6,000,000円	4,260,000円	2,629,600円	81,500円					
控除配偶者の有無等	配偶者特別	扶養親族の数(配偶者除く)	障害者の数	社会保険料	生命保険料	損害保険料	住宅借入金		
有 無	老人	控除の額	特定 老人 その他	特別 他	等の金額	の控除額	の控除額	特別控除額	
〇		1	1		809,600	50,000			
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 159,600円				配偶者の合計所得		円			
(妻) 裕子 (子) 丈一郎 (子) 舞 (年少) 異				個人年金保険料の金額		円			
				長期損害保険料の金額		円			
未成年者	乙種	障害者	高齢者	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職	受給者生年月日
									明 大 昭 平 年 月 日
									〇 36 4 21
支払 者	住所又は所在地	東京都千代田区大手町▲-〇-▼▲							
	氏名又は名称	富士額 株式会社							

本人
支払金額

+

配偶者
支払金額(下表で算出した金)

= 340万円以下

< 給与所得の控除額 > (配偶者のみ)

年間収入金額(税込)【A】	控除額
400万円以下	【A】×0.2+263万円
(ただし、収入金額が329万円以下の控除額は収入金額と同額である。)	
400万円を超え878万円以下	【A】×0.3+223万円
878万円超	486万円

例) 給与所得者以外(確定申告書の場合)

平成23年分の所得税の申告書日 FA0027									
住所	氏名	税務上の住所	配偶者の住所	申告書の提出先					
〒113-0033 東京都文京区千石1-1-1	税務太郎	東京都文京区千石1-1-1	東京都文京区千石1-1-1	税務太郎					
収入金額等	控除額	所得金額	源泉徴収税額	支払金額					
給与所得	36542800	26522000	2922000	26522000					
配当所得	194700	194700		194700					
利息所得									
雑所得									
合計	38489800	28469000	2922000	28469000					
配偶者の合計所得	194700	194700		194700					
合計	40436800	30616000	2922000	30616000					
控除配偶者の有無等	配偶者特別	扶養親族の数(配偶者除く)	障害者の数	社会保険料	生命保険料	損害保険料	住宅借入金		
有 無	老人	控除の額	特定 老人 その他	特別 他	等の金額	の控除額	の控除額	特別控除額	
〇		1	1		809,600	50,000			
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 159,600円				配偶者の合計所得		円			
(妻) 裕子 (子) 丈一郎 (子) 舞 (年少) 異				個人年金保険料の金額		円			
				長期損害保険料の金額		円			
未成年者	乙種	障害者	高齢者	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職	受給者生年月日
									明 大 昭 平 年 月 日
									〇 36 4 21
支払 者	住所又は所在地	東京都千代田区大手町▲-〇-▼▲							
	氏名又は名称	富士額 株式会社							

本人
「収入金額等」欄の合計
※(力)給与・(キ)公的年金等も含む。

+

配偶者
「所得金額欄」の合計
※⑥給与及び⑦雑は含まない。

= 340万円以下

※ご不明な点等ありましたら、0887-53-1113 教務課 までご連絡ください。

参考: 日本学生支援機構 大学院第一種奨学金